

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

久御山町町長 信 貴 康 孝

市町村名 (市町村コード)	久御山町 (263222)
開催日	令和 6 年 2 月 28 日 (地域計画策定に係る説明会)
参 集	認定農業者 28 名 広域認定農業者 5 名 一般農業者 6 名 農業委員 12 名 農地利用最適化推進委員 4 名 京都府山城振興局 1 名 京都府山城北普及センター 1 名 京都府農業会議 1 名 巨椋池土地改良区 1 名 城西・佐山土地改良区 1 名 京都やましろ農業協同組合 2 名 計 62 名

1 説明

(1) 地域計画とは

農業者の高齢化や後継者不足により地域農業や農地を維持することが難しくなっている現状と将来に向けて農地の担う者を明確にしておくことが必要となっていることを伝え、「地域計画」とはどのような計画であるか説明した。

(2) アンケート調査の結果について

令和 5 年 11 月及び 12 月に実施したアンケート調査について、調査項目である「農業の後継者について」、「5 年後の経営意向について」、「今後の農地利用の意向について」の項目結果を御牧地区と佐山地区を比較する形で説明した。

(3) 今後の日程等について

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの地域計画策定に係る全体スケジュールや取り組みについて説明した。

2 意見等

なぜ後継者が不足しているのか、行政として人口を増やす取り組みなどをしていかなければならないと思う。

個人農家では初期投資等が厳しく、農業法人に対しても太刀打ちできない。地方では集落営農で役割分担をして農業を守っているところもある。集落営農で個人農家を守れるのではないか。

地域農業は地域で守れば良いと思う。個人で農機具を購入したり、倉庫を建築するのは大変だが、集落営農等で共同利用できれば良いのではないか。そのようなことも考えてほしい。

本町も少しずつ荒廃農地が増えてきているため、今後の農業を真剣に考えていく必要がある。

京都でも北部は集落営農が盛んであったり、地域によって農業経営の形態に違いがあると思う。

他の地域の取り組みや事例、データなどを今後の話し合いで提示してほしい。